

同和教育の推進について

文 部 省

日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる問題であり、また、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題である同和問題の早急な解決を図ることは、国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題であるといわなければならない。この同和問題の解決に当たって教育は人間形成に主要な役割を果すものとして、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題として特に重要視されなければならない。

1．日本国憲法と教育基本法の精神にのっとり基本的人権尊重の教育が全国的に正しく行われることを推進する。

日本国憲法は、生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利を尊重し、そして「すべての国民は法の下に平等であって、人類、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」ことを規定している。このように、すべての国民の個人としての尊厳を重んじ、基本的人権を保障することは、我が国の社会制度の基本であり、同和教育はこれにかかわるものとして推進されなければならない。

同和教育の推進については、学校教育及び社会教育を通じ広く国民の基本的人権尊重の精神を高めるとともに、対象地域における教育上の格差の解消と教育・文化の水準の向上に努めることが必要である。すなわち、同和教育の中心的課題は、法の下での平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。この教育では、教育を受ける権利（憲法第26条）及び教育の機会均等（教育基本法第3条）に照らして、対象地域の教育を高める施策を強力に推進するとともに、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開されねばならない。

2．全国民の正しい認識と理解を求めつつ、具体的展開の過程においては、地域の実態を十分把握しこれに即応した配慮に基づいた教育を推進する。

同和教育を進めるに当たっては、学校教育、社会教育及び家庭教育の全般にわたり、かつ三者の連携を図って実施するとともに、地域の実態を十分に把握し、それに即するよう配慮することが重要である。更に指導者の養成と確保に力を注ぐとともに、教育実践に結びついた研究活動を推進するように努めることが大切である。

3．同和教育を進めるに当たっては、同和教育と政治運動や社会運動と関係を明確に区別し、「教育の中立性」が守られるよう留意する。

同和教育を進めるに当たっては、「教育の中立性」が守られるべきことはいうまでもない。

同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方は避けられなければならない。

4 . 学 校 教 育

学校における同和教育を進めるに当たっては、特に次の点に十分配慮し、適切に行うことが必要である。

- (1) 同和教育は、児童生徒の発達段階に即し、小学校、中学校及び高等学校における各教科、道徳、特別活動の特質に応じ適切に行う。
- (2) 対象地域をもつ学校における同和教育では、教育水準を高め、教育上の格差是正を図るため、対象地域の児童生徒の学力の向上と健康の増進を図り、進学や就職が適切に行われるよう、進路指導の充実に努め、広く社会の各分野における将来の展開を期する。

5 . 社 会 教 育

社会教育における同和教育を進めるに当たっては、社会教育が国民の自発的な学習活動を基盤としていることに留意するとともに、特に次の点に十分配慮し、適切に行うことが必要である。

- (1) 同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習の機会の提供に努める。
- (2) 対象地域の人々の家庭生活、社会生活の充実に資するため各種の社会教育活動の振興に努める。
- (3) 実施に当たっては、学習者の実態、地域の実情、学習形態の特質等各種の条件に応じた効果的な方法で行うとともに、学校における同和教育、関係行政機関、社会教育関係団体の活動等と密接な連携のもとに行うよう努める。